

専 決 処 分 書

令和8年度小千谷市一般会計予算の補正（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年5月15日

小千谷市長 宮 崎 悦 男

令和8年度小千谷市一般会計補正予算（第1号）について

令和8年度小千谷市一般会計予算を、別紙のとおり補正する。

別 紙

令和 8 年度 小千谷市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度小千谷市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 42,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,142,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
21 市債		950,000	42,000	992,000
	1 市債	950,000	42,000	992,000
歳入合計		22,100,000	42,000	22,142,000

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		72,517	42,000	114,517
	2 公共土木施設災害復旧費	41,355	42,000	83,355
歳 出	合 計	22,100,000	42,000	22,142,000

第2表 地方債補正

変更

単位：千円

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	27,500	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定するところによる。ただし、市の財政その他都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	69,500	補正前に同じ		
計	950,000				992,000			

(歳 出)

単位：千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	72,517	42,000	114,517		42,000		
歳 出 合 計	22,100,000	42,000	22,142,000		42,000		

2 歳 入

21 市債 (1 市債)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
21 市債	950,000	42,000	992,000
1 市債	950,000	42,000	992,000
7 災害復旧債	27,500	42,000	69,500
歳 入 合 計	22,100,000	42,000	22,142,000

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
2	公共土木施設災害復旧債	42,000	・単独災害復旧事業 42,000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	72,517	42,000	114,517		42,000		
2 公共土木施設 災害復旧費	41,355	42,000	83,355		42,000		
1 公共土木施設 現年度災害復 旧費	41,355	42,000	83,355		42,000		
歳 出 合 計	22,100,000	42,000	22,142,000		42,000		

11 災害復旧費 (2 公共土木施設災害復旧費 [1 公共土木施設現年度災害復旧費])

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
14	工事請負費	42,000	○河川単独災害復旧事業 ・河川災害復旧工事 42,000